

目 次

教育委員会規則

- 北海道立図書館管理規則及び北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2
- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2
- 告示
- 社会教育主事となる資格の認定について…………… 5
- 正誤
- 平成31年 3 月 29 日付け第6223号の正誤について…………… 5

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立図書館管理規則及び北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第 7 号）

- 1 趣旨
来館者の利便性の向上を図ることを目的として、休館日の開館について定めを設けるため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
館長は、運営上特別な必要があるときは、教育長の承認を受けて、休館日として規定された日に開館できることとした。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第 8 号）

- 1 趣旨
平成31年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
(1) 北海道芦別高等学校ほか16校について、全日制の課程の第 1 学年の生徒定員を減員することとした（別表第 1 関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道千歳北陽高等学校	全日制の課程	普通科	240	200	40
北海道八雲高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道名寄高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道上川高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道利尻高等学校	全日制の課程	商業科	40	—	40
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

- (2) 北海道砂川高等学校ほか 8 校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第 1 関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	360	320	40
北海道浦河高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	480	400	80

北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	600	560	40
北海道江差高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	360	320	40
北海道檜山北高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40
北海道留萌高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道斜里高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	440	400	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40

(3) 北海道札幌北高等学校の定時制の課程の第3学年及び北海道天塩高等学校の全日制の課程の第2学年について、学年進行に伴い、生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	80	40	40
北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立図書館管理規則及び北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年 4 月 16 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会規則第7号
北海道立図書館管理規則及び北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

(北海道立図書館管理規則の一部改正)
第1条 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

- 第24条に次の1項を加える。
- 2 館長は、道立図書館の運営上特別の必要があるときは、教育長の承認を受けて、前項に規定する休館日に開館することができる。
- (北海道立図書館利用規則の一部改正)

第2条 北海道立図書館利用規則（昭和53年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
- 2 館長は、道立図書館の運営上特別の必要があるときは、教育長の承認を受けて、前項に規定する休館日に開館することができる。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成31年 4 月 16 日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会規則第8号
北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則
北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道芦別高等学校の項中

普通科	120	120	120		360
-----	-----	-----	-----	--	-----

を

普通科	80	120	120		320
-----	----	-----	-----	--	-----

に改め、同表北海道砂川高等

学校の項中

普通科	360			360
-----	-----	--	--	-----

を

普通科	
-----	--

320			320			に改め、同表北海道長沼高等学校の項中			普通										
科	80	40	80	200			を			普通科			40	40	80				
160			に改め、同表北海道栗山高等学校の項中			普通科			80	80	80								
240			を			普通科			40	80	80	200			に改め、同表北海				
道札幌北高等学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中			普通科																
80	80	80	40	280			を			普通科			80	80	40	40	24		
0			に改め、同表北海道札幌南陵高等学校の項中			普通科			200	200	240								
			を			普通科			160	200	240	600			に改め、同表				
北海道札幌東豊高等学校の項中			普通科			280	320	320	920			を							
普通科			240	320	320	880			に改め、同表北海道野幌高等学校の項										
中			普通科			200	200	240	640			を			普通科			160	200
240			600			に改め、同表北海道千歳北陽高等学校の項中			普通科			2							
40	240	240	720			を			普通科			200	240	240	680				
に改め、同表北海道浦河高等学校の項中			総合学科			480			4										
80			を			総合学科			400			400			に改め、同表北海道静内高				
等学校の項中			普通科			600			600			を			普通科				
560			560			に改め、同表北海道八雲高等学校の部全日制の課程の款普													
通教育を主とする学科の項中			普通科			120	120	120	360			を							
普通科			80	120	120	320			に改め、同表北海道江差高等学校の										

北海道大樹高等学校の項中

普 通 科	80	80	80	/	240
-------	----	----	----	---	-----

を

通 科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

に改め、同表北海道本別高等学校の項中

普 通 科	80	40	40	/	160
-------	----	----	----	---	-----

を

普 通 科	40	40	40
-------	----	----	----

に改め、同表北海道標茶高等学校の項中

/	120
---	-----

を

総 合 学 科	280
---------	-----

に改め、同表北海道弟子屈高等学校の項中

普 通 科	80	40	80	/	200
-------	----	----	----	---	-----

を

普 通 科	40	40	80	/	160
-------	----	----	----	---	-----

に改め、同表北海道白糠高等学校の項中

普 通 科	80	80	40	/	200
-------	----	----	----	---	-----

を

普 通 科	40	80
-------	----	----

に改め、北海道羅臼高等学校の項中

40	/	160
----	---	-----

を

普 通 科	80	40
-------	----	----

に改める。

40	/	160
----	---	-----

を

普 通 科	40	40	40	/	120
-------	----	----	----	---	-----

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第24号

次の者を、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があるものと認定した。

平成31年4月16日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

認 定 年 月 日	認 定 番 号	住 所	氏 名
平成31年4月9日	北海道第446号	釧路市	貴 志 淳 一

正 誤

平成31年3月29日付け第6223号に掲載された北海道教育委員会教育長訓令の番号に誤りがあったので、訂正します。

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

（誤）北海道教育委員会教育長訓令第4号

（正）北海道教育委員会教育長訓令第3号

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

（誤）北海道教育委員会教育長訓令第5号

（正）北海道教育委員会教育長訓令第4号

免許状事務処理規程の一部を改正する教育長訓令

（誤）北海道教育委員会教育長訓令第6号

（正）北海道教育委員会教育長訓令第5号

道立自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

（誤）北海道教育委員会教育長訓令第 7 号

（正）北海道教育委員会教育長訓令第 6 号